

アメリカ教育がめざした教育理念とその現実—改革課題

2014年5月09日
高校教育インス. AER

I. 『危機に立つ国家』に至る後期中等教育改革課題と諸価値についての考察

1. 多様な教育理念表出としての「学校像」の変遷

アメリカ教育の最大の特徴とは何か、と尋ねられたら、多様性と答えざるをえない。その国家の規模ほど巨大な教育システムの多様性がアメリカには存在する。

アメリカ人の教育にかける情熱は、世界のどこの国にもひけをとるものではない。「平等性と機会均等」理念への偏執的なまでのこだわり、平等性と卓越性の追求にかける建前でない確信、ゆたかな教育構想と理念を鼓舞する提案の数々、過度の多様性と教育現実のすさまじさに決してめげることもない革新的な教育の形態や実践、そして多様なカリキュラムの創造と実践「社会の状態を教育を通して改善していく」という個人の力に対する信念は、どこの国も及びのつかないのではないかと思わせるほどである。

建国以来の歴史的展開の中で、そのアメリカとアメリカ人が生み出した、その「多様な教育理念の表出としての学校像」を、分析・考察すると以下のとおりである。

- a. ピューリタニズム（カルビニズム）による厳格な教育と訓育の学校
- b. 神政国家指導者養成機関としての学校
- c. 他民族・他人種、移民流入の中での文化的同化機能としての学校
- d. 地域住民のコミュニティー・センターとして学校
- e. カレッジに進学しないものに対する実務的職業教育機関としての学校
- f. 教会と国家の分離、教育の世俗化、教育の州権限化という連邦憲法下の学校
- g. 国民国家としてヨーロッパからの知的・文化的独立としての国家意識涵養の学校

- h. 自由と民主主義に基づく、教育における能力主義と教育の機会均等という教育理想実現めざす学校～連邦憲法下の学校
- i. 公費維持のハイスクール制度の法制化と普及で大衆的教育機関をめざす学校
- j. 黒人奴隷解放の制度的保障の場となった学校
- k. 「健康・基礎的な諸技能（読み、書き、計算）・職業・市民教育・家庭人育成・余暇の善用・倫理的性格の陶冶」を国家目標とした学校
- l. 児童中心主義的な個人の興味・経験を重んじ、身体健康を中心とする全人教育の理念を標榜する経験主義的なアメリカ独自の教育哲学の実験場としての学校
- m. 義務教育年限を18才迄として、中等教育を初級（ジュニア）、中級（シニア）および上級（community institute のちの community college）の三つに分け、高等教育の大衆化を準備した学校
- n. 職業技能訓練を受けている20%の生徒と、カレッジ進学準備教育を現に受けている20%の生徒のために、今や等閑視されている残りの60%の生徒の現実的な要求を充たす教育、すなわち「その青年が必要とし、しかも市民としての資格を与える生活適応教育(Life-adjustment training)」を受けることのできる学校
- o. 「優者をして勝たしめる(Let the best men win.)」学校、「異常な才能あるいは潜在力を持った個人に対する配慮をもった」学校、「平等という道徳的な価値を保持しながら卓越性の理想を開拓する」学校、コナント構想につながる学校
- p. 「カリキュラム上の統合」と「社会的・文化的統合」の理念をあわせもった学校
これらを構想化したコナントの学校
- q. 人間性を回復～知性、情緒的・社会的・美的・精神的及び身体的な諸資質との正当な均衡を実現する～し、「人間的な教育」を行う学校
- r. 多種多様な生徒の能力・適性・関心に対応し、しかも地域の社会的な要求と結びつけ、従来の公立学校の教育の画一性を打破する実験学校としての学校

2. 「社会的・地域的な要請」と学校教育の最善の在り方

以上のような「学校」をめざす過程のなかで、多種多様な教育改革、教育運動や教育研究、教育実践、学校づくりが展開されてきた。これらの中から、重要な教育価値、教訓、実践的課題を導き出し、83年以降の教育改革運動の課題と方向について論究するのが本論の目標である。

中等教育は、一般教育、職業教育、大学進学準備教育という三つの目的に沿って教育課程が編成されているため、学校に対する「社会的・地域的な要請」の影響・反映も多岐わたり、制度自体が、そこで学ぶ生徒同様、一筋縄では行かない多様さと不確実さを持たざるをえない。特にアメリカのハイスクールは、既に、本論において概観してきたが、学年構成、教育課程編成、教授＝学習法、学力と規律、民族・人種問題などが、広範、かつ多岐にわたり、その最善の在り方をめぐって論議の対象となってきた。

ここでは、それらについて、『危機に立つ国家』以降の教育改革の在り方を射程として睨みつつ、あらためてそれらの論点を整理して、アメリカ中等教育における評価と位置について総括的に明らかにしておきたい。まず、前項で見た、各歴史段階での「学校」づくりをめざす過程で、アメリカの中等教育～とりわけ後期中等教育にとって重要となっている理念、および課題についてあらためて以下考察していきたい。また、その中で主要な論点についても考察していきたい。

II. アメリカ教育の現実と葛藤する教育理念～その大きな乖離

1. 学問及び未来の教育への負のシグナルとしての社会・教育病理

アメリカでは、スクール・ポリスの常駐に象徴されるように、暴力やギャング行動、校内規律の崩れ方自体も尋常ではないが、1960年代から70年代にかけて、マリファナ、ヘロイン、LSDといった麻薬・薬物の大学生、中高校生の間での乱用が重大な問題となっている。特に大きな社会問題として麻薬問題が社会問題となったのはベトナム戦争以降のことである。

他民族国家として移民、特に中南米からの合法・非合法移民を多数受け入れているというアメリカ特有の条件もある。中国人街では阿片が、中近東やインド系の人々の間では、大麻が使われており、中南米系はコカインという具合である。しかし、ことに1960年代に入り、ヘロイン、大麻、覚醒剤、LSDなどの中毒者、依存者が都市部で、特に若者

の間で急速に流行し始めた。1970年代には、ベトナム戦争中に現地で中毒者になった兵士の帰還が、麻薬依存者を増加させることになった。

国立薬物乱用研究所の調査などによっても、大麻は1970年代には、使用経験者が5600万人に達し、200万人が常用しているといわれた。ことに反体制的な学者、芸術家、ニュー・ミュージックのグループや視聴者、特に十代の青少年が乱用者の60%を占めていた。1980年代には、喫煙方法で使用するコカイン、小さなビンに入ったクラックが使用されるようになった。これは、安価さ（10ドル程度）と使用方法の簡便さで、急速に中高校生にまで浸透した。

1974年、同研究所の調査では、ほぼ500万人の米国人が少なくとも一回の使用経験を持っていたという。これが1982年までに、その数は、2200万人に達した。この傾向は80年代、90年代と深刻度を増している。

1969年以来毎年実施されているギャラップ教育世論調査には「公立学校が直面している最大の問題」を選択肢で問う項目が必ず加えられているが、それによれば、1970年代以来一貫して～60年代教育現実でもそうであったが～「学校の規律の欠如」が最大の問題であり、薬物問題は、重要度順位で、5～6位を示していたが1978年から85年まで2位を占めるようになり、1986年には、遂に1位となって、国民にとって麻薬等の問題が、アメリカの公立学校で最大の問題となった。

1980年代後半から今日にかけて、コカインやコカインを錠剤化したクラックなどの蔓延が、麻薬問題を、今日のアメリカ社会と学校における最大の問題に押しあげている。クラックが急激な広がりを見せてきた理由は、上述のように依存性が極めて高い上に、安価で持ち運びが容易なことから、若年層をはじめ、これまでコスト面で使用をためらっていた新たな層に蔓延したためである。

1985年の連邦保健省の調査報告によれば、1985年においては、12才以上のアメリカ人の19%、3,680万人がマリファナ、コカインなど一種類以上の違法な薬物を経験し、そのうちの12%の若者が前の一ヶ月間に一度以上薬物を愛用したということである。また、LSDのような幻覚剤の乱用は減少傾向にあるが、コカインの乱用者は、増加している。

マリファナの場合、アメリカ人全体の33%が過去一年間以上の使用経験を有し、その乱用者は1,800万人、うちほとんど毎日愛用している常習者は600万人に達している。最初にマリファナを経験する平均年齢は11.8才であり、アメリカ社会の異常性が

伺える。コカインの場合は乱用者1,200万人、常習者580万人と見積もられている。更に12才から21才までのコカイン乱用者のうち、54%マリファナを使用する複合乱用の経験者であった。クラックについては、85年調査時点では調査項目にふくまれていなかったが、マリファナやコカインに代わるほどの勢いで若者の間に流行してきた。しかし、レーガン政権の麻薬戦争と『危機に立つ国家』以来の教育改革運動の中で、81年から84年をピークとして、マリファナ、コカイン、幻覚剤、そしてアルコールなどの使用は、1992年の国立麻薬乱用研究所（NIDA）の調査によって、75年調査開始以来最低の割合を示した。（別表）

しかし、1991年には、13万4000人のティーンエイジャーたちが、週に1回かそれ以上コカインを使用し、58万人のティーンエイジャーたちが、週に1回かそれ以上マリファナを使用し、更に45万4000人の中学生・高校生が、週に1回酒によるどんちゃん騒ぎを行ったことも、アメリカの青少年の現実であり、依然としてこれらの問題が深刻であることには変わりがない。

すべてのアメリカの青少年に等しく保障されてしかるべき総合制中等教育の現実には、一部の生徒の優秀性と卓越性を全面的に否定するものではないが、それと「等しく理念」の統一的達成という、目標の内実へ疑いをはさむの十分な結果であるといえよう。

麻薬問題等の蔓延とその現実には、アメリカの中等教育のひとつの象徴的な結果である。麻薬、特にコカイン・クラックは、個人にとっても、依存による心身の破綻、経済的・家庭的破綻、あらゆる犯罪への傾斜、社会的地位の喪失などを全面的に生じさせ、青少年にとっては、学問や未来、現実の教育の放棄・学校からの追放を意味している。

アメリカにとって、麻薬問題は、学力の向上どころの問題ではなくなっている。

のちに、『危機に立つ国家』を受けてその後の教育改革を前進せしめるべく、ブッシュ政権は、91年1月の大統領教書で全米知事会議で合意した「2000年まで達成すべき六つの教育の全米目標」を発表した。⁽¹⁾ すなわち、それらはアメリカの抱える問題をそのまま意味していた。その目標は以下のような内容でAからFまでである。その目標Fでは「すべての学校から麻薬と暴力を追放」することを掲げている。

すでに見てきたようなアメリカにおける青少年の深刻な薬物乱用の実態からして、「麻薬と暴力の追放」は当然のことながら広範な国民的合意を得た。

このようなあたり前の教育環境をつくるのが、同じ「国家目標」にある「理数科で世界一の成績を得る」課題などの前提として今のアメリカには必要なのである。

〔資料のページ〕

(別表1) 「公立学校が直面している最大の問題」 (ギャラップ教育世論調査 1989)

区 分	全国集計 内訳右欄	在学学生を 持たない人	公立学校生 を持つ親	私立学校生 を持つ親
薬物使用	34	35	30	30
規律の欠如	19	20	16	23
適切な財政の欠如	13	11	18	11
貧弱な教育課程・学力基準	8	9	9	7
大規模校・過大学級	8	6	11	6
良い教師を得がたい	7	8	6	9
低い教員給与	4	4	4	7
教師側の関心の欠如	6	4	6	2
親側の関心の欠如	6	6	6	5
人種統合・バス通学	4	3	5	7
犯罪・器物破壊	4	5	3	2
飲 酒	4	3	4	5
児童・生徒側の関心の欠如	3	4	2	6
以 下 略	*	*	*	*

*複数回答 単位%

2. 「ギャラップ教育世論調査」から見えてくるアメリカ教育の課題

アメリカ教育の上述の現実、コナントの総合制中等学校についての歴史的総括において、単にその二つの教育理念や教育課程についての現実合理性、有効性、多様性、発展性を論じるだけに留まらず、社会全体の中における教育機能、その中に位置する学校教育という観点から、多岐にわたって考察していくことを求めているといえよう。

日本などでは、校内暴力やいじめ、不登校、校内規律の乱れ、学級崩壊などが、重大な教育問題として話題になる。薬物の乱用、特に覚醒剤汚染については、時折話題になりその汚染の広がり、警鐘が鳴らされているという状況がある。しかし、薬物の問題は、普通の中高校生の非行問題としてというよりは、やはり、別の次元の問題、つまりより犯罪性の強い問題としてとらえられている。それぞれの家庭や地域のありふれた現象というところまではいっていない。非行や問題行動の何ランクも上の次元の、手に負えない悪質な問題というように教育関係者などには考えられている。

時折、学校現場の管理職や教職員が、マリファナ喫煙や栽培で、逮捕されるという事例も出てきており、大人社会における薬物汚染が、潜在して拡大して行っているという懸念が広がっている。

3. 中等教育改革・改善の試み～ミドルスクール設立の波 1960—80年初頭

中等教育の対象となる生徒は、青年前期から中期の精神的にも肉体的にも、いわば思春期に属する子どもたちである。初等教育の子どもたちに比べ、はるかに指導しにくく、規律の制御がききにくい子どもたちである。早熟化傾向によって、必ずしも固定的には言えなくなったが、それでもジュニア・ハイスクールの第7・8学年は、もっとも扱いにくい子どもたちであると見られている。

それだけに、さまざまな学校体制・教育課程・指導方法に依っても、これといって絶対的なものではなく、主観的には最善のあれこれも、結果としては、“中等教育は最悪の状態にある”ときえシルバーマン(Shilberman, Ch. E.) 『教室の危機』によって断言されている状態に陥ることもある。アメリカにおいての中等教育は、初等教育と高等教育の中間に位置し、絶えずその接続(articulation)が問題となり、制度的見直しの対象となり、さまざまな改革の対象となってきた。また、1960年代から80年代初頭にかけて、従来のジュニア・ハイスクールに代わって、ミドル・スクールが各地で設立されるようになり、初等教育課程の学年構成が大きく革新された。これは、子どもたちの身体的、生理的な早熟化が全体として著しく、思春期が10歳～12歳(第5～8学年)に早まってきたと考

えられたためである。教育上の理由以上に、ベビーブーム、義務教育就学率アップ、ドロップアウト率の減少などによる生徒過剰を緩和するためであるとか、人種構成上の不均衡を解消し、差別撤廃を援助するという理由で、校舎や施設設備の改善を図るといった教育行政上の理由が大きかった。

こうして、5・3・4制、4・5・3制などが増加し、6・3・3制が大きく揺らいできた。小学校の第5～6学年とジュニア・ハイ段階の第7～8学年を一緒にして、ミドル・スクールを設立したわけである。初等教育と中等教育の接続関係の再検討と、学校体系の継続性の質的な促進というねらいもあった。この学年構成が、例の教育の地方分権によって、地域によって異なる。

ミドル・スクールでは、全教科担任制から各教科別担任制への漸次的移行、ガイダンスやカウンセリングの継続性と調整、英語と社会、数学と理科、図工・技術・音楽・家庭科を含む総合芸術など、学際的な教科の統合、探究的学習活動、他学年組織や無学年組織などの方策の導入、T T、自主学習、個別指導、技能ラボ、探究コースの重視、生理・衛生・性教育に関連した教科目の重視、選択学習としての外国語学習などが、教育課程の上で特徴的なものとなった。ミドル・スクールの約90%は、1960年後半以降に設立され、学校数は現在も増えており、19(**)年現在、(*****)校となっている。

公立初・中等学校、高等学校在籍者は、1996年現在、91.2%を数え、その教育費は、その教育費の支出割合は、1996年度で、州が45.4%、地方が43%、連邦が6.7%、その他が5.3%である。1980年度の支出割合は、州が47.1%、地方が40%、連邦が8.9%、その他が4%であったので、連邦の財政支出は、83年の『危機に立つ国家』以来の教育改革のかけ声の割りには減少し、州政府の関与が増大しているのも特徴的である。

4. 「家・家族・家庭教育」と宗教及び宗教的倫理観

アメリカにおいては、家庭におけるしつけや訓練は、人間形成の第一歩として重要視され、親は、その唯一の権威者として、特に学齢前の幼児の家庭教育において、人間としての基本的なしつけや習慣をみっちり教えこむのが、ピューリタニズムのキリスト教的倫理観に基づくよき伝統であった。幼児のしつけは、一般的に厳格で、体罰も含めて条件反射的に、しかも反復的に習慣化するまで教えられる。早くから自立心の訓練がなされ、寝室も含め、大人と子供の生活がはっきりと区別されることは、ヨーロッパ諸国の場合と同じである。子供が義務教育を終える16才ないし18才までは、こういったしつけや訓練

は、親の責任において権威を持ってなされるのが当然であると見なされ、日常の基本的なあいさつや意思表示、対人関係における基本的なマナーや社交的な態度が教えこまれる。

危険物や交通災害等から身を守る安全教育の基本的なしつけも、家庭における親の重要な責任であるとされている。親は宗派の選択権と関連して、子供が就学する学校の種別の選択権を持っている。

さらに、子供が、義務教育修了前までに中途退学して就職する際に、子供の従事する職業の選択は、親や保護者の責務とされ、義務教育終了後は、子供自身の決定にゆだねられる。こうして子供は一人前の大人、独立した人格として取り扱われ、親は干渉しないのが建前とされ、この面での個人主義は徹底している。18歳になれば、たいていの子供は親の元を離れる。

こうしてキリスト教的倫理観に基づく諸価値、すなわち、独立自尊、自由と平等、奉仕と博愛などは、家庭生活の具体的な体験を通して教えこまれるのがアメリカの植民地期以来の伝統であった。()

キリスト教的倫理観に基づく諸価値、すなわち、独立自尊、自由と平等、奉仕と博愛などは、家庭生活の具体的な体験を通して教えこまれるのがアメリカの植民地期以来の伝統であった。しかし、建国の父祖たちは、キリスト教の価値観や聖書の教えが重要なものと考えながらも合衆国憲法で政教分離を規定した。

憲法の修正1条で「連邦議会は、国教の樹立を規定し、もしくは信教上の自由な行為を禁止する法律……を制定することはできない」とした。そのため公立学校では祈りは禁止され、宗教学校への政府援助も禁止されている。しかし、今日に至るも政教分離をめぐる論争は、現代的課題である。

宗教保守派は、裁判闘争や議会ロビー活動を通して「公立学校での祈りの復活」と「進化論を禁止して天地創造説を教えること」を要求してきた。公立学校での祈りは、1962年の最高裁判決によって禁止され、公立学校で進化論を教えることを禁止した州法は1968年に違憲とされた。しかし、この対立も1998年4月に、祈り復活をみとめる憲法修正案を下院司法委員会で通過させるまでにいたるなど、現在も大きな争点となっている。

こういった状況を反映して、公立学校での授業時間内の祈りは禁止されているが、多くの州の学校では沈黙の時間を設けて、そこで祈りたい生徒は祈ることができるようになっている。

政教分離の新しい傾向としては、レーガン政権下で、公立学校の生徒を私立、取り分け宗教学校に転向させるためのバウチャー制度がある。建前は、レベルの低い公立学校に在学している優秀な生徒の親に行政がバウチャー（現金引替券）を支給して、私立学校の授業料補助とするもので、税金を私立学校の85%を占める宗教学校に回し、公教育の弱体化をねらう、宗教保守派の運動と一致しているといわれている。

これらは、そのアメリカの家・家庭、結婚・妊娠・子育てが急激に変化している現実を反映したものであり、宗教学校の教育を通じて青少年の倫理観をあらためようとする運動である。

5. アメリカの家・家庭、結婚・妊娠・子育てが急激に変化している現実

アメリカの家・家庭、結婚・妊娠・子育てが急激に変化している現実を、ボストンの公立高校のケースで見てみよう。

ボストンのチャールストウン公立高校、1847年の創立で、昔はアイリッシュ系の白人だけの学校だったが、有名な「ガリティ判決」（1974年）以来、黒人がバスで通学してくるようになり、激しい変化にさらされたアメリカの典型的な学校である。生徒数は1987年度、969人、構成は多い順に黒人340人、アジア人255人、白人204人、ヒスパニック系167人、アメリカン・インディア3人である。生徒の実に三分の一が、入学時、英語が母国語ではない。アメリカ教育で、バイリンガルやESLプログラムが求められ重視される所以である。

チャールスタウン高校の校長によれば「チャールスタウンは、『ガリティ判決』以来、大きな外からの変化に見舞われてきた。黒人が政府出資の低家賃アパートに移ってき、アジア系や、ポルトガル系といった低所得層が流入し、それを嫌った白人は郊外に逃げ出すという、アメリカの都市の典型的な社会現象と、離婚などの家庭状況の変化が、生徒の生活に大きな影響を与えた」という。「我が校の問題点を挙げればキリがありません。ボストンでナンバー・ワンの困難校です。人種にまつわる喧嘩、女子生徒の妊娠、学力低下、勉強意欲の欠如、アルバイトのしすぎ、麻薬、酒、セックス、貧困。家庭の崩壊が最大の原因だと思う。昔は、おじいさん、おばあさん、父親、母親、子供と一緒に住んで、母親は家にいた。子供は、そういう強い家庭の絆に支えられていたのです。ところが、今や生徒の大半は片親しかいず、80%は、福祉援助でやっと一家が食いつないでいる。こんな環境では、教育を本当にやれるわけがないのです。第一、親が、教育に関心がないか、努力しません。離婚や再婚と、自分のことで頭がいっぱいか、仕事でいつも疲れているか、

親自身が未婚の母で、子供の将来を教育に結びつけて考えられない。子供の引き起こしたトラブルで、学校に呼び出されない限りは子供のことなど考えたくもない。PTAでも、千人ちかい生徒がいるのに、会合に出てくるのは、10人前後しかいません」

1973年のソレセン報告では、13～19才の男子の59%、女子の45%が性交体験をしているという調査結果が出ている。1980年代になると更に低年齢化し、アレン・グットマッハー研究所の調査（1981年）では、青少年の初体験の平均年齢が16才であると報告されている。これは10代の女子の妊娠という問題を生じた。1986年には、全米で1年間で約373万人のベビーが誕生したが、そのうち約47万人（12.7%）が、19才以下の10代の女子を母親として誕生している。さらに17才以下の女子が出産したベビーは、約18万人（38.3%）にも及んでいる。また結婚外の出産件数で見ると、20才未満の女子の出産に占める未婚・婚姻外出産の割合は、1986年で61%にまで達している。10代の女子の出産が結婚という制度の枠外でなされる傾向が増えている。黒人の女性の出産した第一子の42%は、その10代のときの子供であるという統計もある。アメリカ・インディアンは41%、白人は20%、日系アメリカ人は6%、中国系アメリカ人は2%となっている。ここでも人種問題が投影している。

別の調査によると、アメリカでは18才までに女子のおよそ半数が、男子の三分の二が性体験をすませているというし、また20代の女子のおよそ40%が少なくとの10代のときに1回は妊娠を経験し、21%は少なくとも子供を1人生み、7人に1人は少なくとも1回の中絶を経験しているというデータもある。統計的に性体験を持つ青少年ほど飲酒や麻薬の問題を持つ傾向にあるといわれている。

非嫡出子（法的な結婚によらないで出生した子、illegitimate）の出生は、1960年以降1991年まで400%も増加している。そのうち黒人のそれは全出生数の67.9%が、非嫡出子（白人は21.8%）である。アメリカにおける未婚女性のほぼ四分の一が、未婚の母になっている。そしてもっとも大きな率での増加は、十分に教育を受けた、経済的に豊かな女性においてであり、そのことは、非嫡出子に対しての社会的汚名が消えつつあるということの意味している。（別表4）

結婚についても変化は顕著である。1960年には、1,000人の未婚女性ごとに74人の結婚があり、1,000人の既婚女性ごとに9人の離婚があった。これが1991年にはそれぞれ、54人、21人となった。結婚する割合は25%以上も低くなった。逆に離婚率は2倍以上に高くなった。

こういった状況を反映して、1960年以降、1991年までに片親家庭の割合は3倍以上になり、全家庭の28.6%は、それである。いくつかの推計によると、1980年に生まれ18才まで両親と生活しているのは、黒人の子供のわずか6%（1950年52

%)、白人の子供の30% (同81%) だけであろうとされている。片親家庭の凡そ90%は父親のいない家庭である。片親家庭の家計は極めて貧困である。1991年度で、両親のそろった家庭の平均年収は年間4万ドル、離婚した母だけの家庭は1万6千ドル、未婚の母のそれは9千ドル弱である。

母親の年齢が13才、14才といったように若く、母親自身も教育を受け、成長発達すべきときにあつて、子供の誕生は、喜びであるよりは、むしろ経済的にも、社会的にも、負担の増大と自己の教育の放棄を意味することになる。今や、学校は、妊娠した女子生徒の指導と援助を引き受けざるをえない社会状況に直面しているのである。

チャールストウン公立高校ほどの問題高校でもない、**ロスアンゼルス近郊の典型的中位校のヴェニス高校** (10年生~12年生まで生徒数2400人) は、人種構成ヒスパニック系44%、白人37%、アジア系10%、黒人9%である。黒人の比率は少ないが、この高校のカウンセラーは、現地調査にあつたハロラン・芙美子に、この高校の最大の問題として以下指摘している。「家庭不和、離婚ですね、生徒は、親が別居したり、離婚したりすると、必ず、成績が下がり、荒れ出し、あるいは内にこもり出します。それから、麻薬、飲酒、これも家庭不和につながっていることが多い、親が子供に暴力を振るうという事件もかなりあります。昔はアメリカはこんなじゃなかった。離婚はめったになかったし、母親は家庭にいて、子供の世話にかかりきりでした。30年もここにいると、本当に世相が変わったのを、痛感します」

チャールストウン高校やヴェニス高校の例は、全国的教育諸統計から見て、アメリカの公立高校を取り巻く一般的状況をかなりの程度反映している。家庭は、社会の中心的基盤である。他のどんな力よりも、子供の態度、希望、出世願望および価値観を形成するものである。家庭が崩壊するとき、いつも被害を受けるのは、子供たちである。それが、大規模に起こるとき、学校教育も含めてコミュニティ自体が無力になる。今アメリカは、その危機の縁にたっているといふことができる。

宗教保守は、1960年代の社会的・文化的変革、性革命などによってアメリカの伝統的価値観が崩壊するのではないかという危機感を持って、テレビ説教師ジェリー・ファルウエルを指導者とする「モラル・マジョリティ (道徳的多数派)」を組織した。これがレーガン政権誕生運動と連動し、聖職者を中心に、共通のアジェンダとして、祈り復活、反妊娠中絶、反同性愛、反共産主義などを掲げた。その後、テレビ説教師パット・ロバートソンを中心に1989年に「クリスチャン連合」を結成し、共和党の地方組織を牛耳り、政治的影響力を大きく拡大してきた。96年、97年、二度にわたって妊娠後期中絶を制限する法案を両院で通過させたこと (大統領拒否権で未成立)、97年には子供一人当

たり500ドルの税控除の実現、98年には祈り復活の憲法修正案の委員会通過など、その議会ロビー活動は強力である。彼らは、今後の目標として全国に約1万5千ある地方教育委員会の支配を最重要視している。

6. 公教育の無償化と教育の機会均等化～人種差別撤廃のメカニズム

アメリカの公立教育制度は、「K-12」と呼ばれ、幼稚園(Kindergarten)から12年生(高校3年生)までをカバーしている。日本の6・3・3制と総年数は同じだが、区分は多様である。一般に小学校6年生までを初等教育(primary education)、中学から高校までを中等教育(secondary education)と呼ぶ。しかし各学年の呼び方は、1年生から通して12年生と呼ぶ。7年生は日本の中学1年生、10年生は高校1年生に相当する。公立では、小学校から高校まで全入制か義務教育であり無償が原則である。

大学に進学したければ、どこかの大学に入学できるようになっている。州立大学は、州民であるかぎり、入学優先、授業料割引の特典がある。コミュニティ・カレッジは、全入制で授業料も格安である。制度としては極めて完成されており、大学・大学院の高等教育等の普及も目覚ましい。

アメリカには、二つの教育理想を建国以来持っていたといわれる。一つは、「最も優れた者をして勝たしめよ」というジェファースンのスローガンに代表される、個人の能力や素質の差異を重視し、個人の努力や熱意や動機によって達成された進歩や成果や業績を重んじる「能力主義」や「卓越性」をめざす教育思想である。

自由主義的な競争原理に基づく民主主義の表出であった。その背後には、個人の天賦の才能に対する無限の信頼があり、各個人が持っている潜在能力を開発し、それを最大限まで発展させようとする極めて楽天的な教育観が支配していた。二つ目の教育理想は、「万人は法の前に平等である」(All men are equal before the law.)という言葉に代表される平等主義的な機会均等の原理に由来する教育思想である。ここでは、より高い、より有力な、より支配的な、さまざまな文化価値を取得する機会が、他のいかなる要素一人種、家柄、性、信条、経済的な地位、社会的な身分等一によっても左右されることなく均等に与えられるという「機会の均等」(equality of opportunity)を保障することが教育理想とされた。その背後には、国民大衆の「平均的な能力」や「凡庸性(mediocrity)」の水準を無限に引き上げることに對する楽観的な希望が見られる。

1960年代の黒人の公民権運動、人種差別撤廃の闘いは、「分離すれども平等」から

の脱皮と二つの教育理想にもとづくその制度的実質化であった。

それから30年以上たってアメリカは、世界をみわたせば、アメリカほど、白人以外の有色人種の人権を保護する大規模なメカニズムを、その社会に組み込んでいる国はないという程の存在になっている。多くの白人が、人種差別撤廃の哲学を受け入れ、黒人にあらゆる機会を与えているのは事実で、特に教育機関は、たくさんの特別プログラムを導入している。一流大学は、社会的ハンディを考慮して、奨学金付きで特別枠を確保して黒人を入学させる。そのことはまた、ユダヤ人、白人の貧困層との軋轢を深める。

南北戦争、奴隷解放、市民権運動、公立高校の人種融合行政の強行、そして黒人その他のマイノリティの就職を確保する積極雇用法(Affirmative Action)は、その大きな社会的な矛盾を抱えながらも、教育の機会均等の拡大と人種差別撤廃に貢献してきた。しかし、建前としての法律や制度・プログラムが社会の人種的偏見を変え、彼らの貧困や失業、雇用や住居問題、低学力やドロップ・アウト、家庭崩壊、非行や犯罪といった、社会問題を解決するものではない。公立学校で人種融合が行われたとしても、アメリカの学校教育をつらぬく能力主義、「トラッキング」と称する能力別クラス編成は、白人と黒人の垣根を依然として高いものとしている。

すべての基礎的統計は、人種問題解決の困難さを示しており、それを示す問題解決の第一歩であるべき基礎データの公表すら、「人種差別」という政治的圧力から阻止されることが多いという、心理的な人種間葛藤も存在する。社会の底辺から這い上がろうとする勤勉な黒人は、同じ黒人からワナビー(Wananabe)と軽蔑され、ある黒人有名大学では、逆に肌色の薄い黒人は、本当の黒人でないと差別され、会員制クラブにも入れてもらえない。

ヴァージニア州アレクサンドリアのTCウイリアムズ校（第10～12学年、生徒数は2,400人）の教師パット・ウェルシュは、その著書『危機に立つアメリカの生徒たち—高校最前線から』の中で、黒人社会に蔓延する反学業倫理についてこう紹介している。「（黒人の女子生徒の）ヴェダはそうした倫理について次のように語ってくれた。『団地には子供に勉強するなという強力な圧力ある。もし一生懸命勉強していると、ホンキーラバー（低俗な愛人）と呼ばれる』……（高校で）上級コースを履修する黒人の生徒は、反学業倫理によって『アンクル・トム』あるいは『オリオズ（外は黒人、内は白人）』と呼ばれる」と。人種問題や社会的偏見は、必ずしも一方通行ではない。

黒人の権利拡大にもっとも反発する白人は、黒人貧困層と境を接する。黒人が積極雇用法で進出すれば、それだけ自分たちの生活と雇用が脅かされる。彼らは、黒人と日常生活

で隔離された生活を送りながら、人種平等・融合を唱える富める白人エリートを「リムジン・リベラル」と嘲笑する。⁽¹⁶⁾ 人間は、一人一人価値ある存在であり、自由で平等なものであるという建国以来の精神は、理想として建前として高く掲げられつつも、不完全にしか機能しない現実の社会的葛藤と縮小しつつある経済縮図は、今もなお学校教育の現状と相互に投影しあっているといえよう。

Ⅲ. 絶え間ない改革を促すアメリカ建国以来の教育理念とその伝統

アメリカのこういった絶え間ない改革を促す建国以来の教育理念なり教育伝統といわれる諸価値について以下、その現代における位置もふくめて以下考察していきたい。

1. 国家的信念としての個人の自由と独立～多様性の保障

アメリカは、50州とコロンビア特別区からなる連邦制の国で、総面積は936万平方キロと、日本（37万平方キロ）の約25倍もある広大な国である。時差も東西に4時間もあり、北極に近いアラスカからメキシコまで地理的にも気候的にも多様な国である。人口は市民権を有するアメリカ国民が2億4600人、その他に外国人身分の移民や在米外国がいる。「人種のるつぼ」といってよい人種的多様性を最大の特色としている。

この状況を反映して、アメリカのいわゆるハイスクールを含めた学校教育の特徴の大きな一つは、学校及び生徒集団構成の多様性にある。それは公教育が、連邦政府の中央集権的コントロールの下にあるのではなく、地方の州・市・町・村学区の教育委員会のコントロール下にあり、それぞれが多様・多彩なカリキュラムをもっているからである。

生徒は住む場所によって、同じアメリカ人でありながら、多様で異なった教育内容を享受しているのである。それは教育システム自体が、無政府主義的で、無秩序で、混沌として、規律のないものであるかのように理解される要因となっている。それは明らかに、日本やフランス、ドイツのように中央集権的教育体制とは相異なる特質を持っている。この多様性というものは、アメリカの国家の成り立ちというものに由来している。

アメリカは移民国家である。カリフォルニア州ロスアンゼルス市のダウンタウンにある**ベルモント公立高校の例**を見てみよう。

この高校は、夏休みもなく、一年中開講している。生徒数4,500人を数える巨大高校だ。朝7時30分から午後3時30分まで、二部制で、教師も、ローテーションで勤務

し、普通の高校なら6月から9月初めまで夏休みだがここでは時差で長期休暇をとる。午後四時から成人学級が引き続き教えられる。カリフォルニア州は、メキシコと国境線を隔てているため、大量の合法、非合法移民が多く、これへの対処は大きな教育課題となっている。この学校の巨大化も、メキシコ、中南米、東南アジアからの移民の子弟教育のためである。

ベルモント校の人種構成は、エル・サルバドル（33%）、アメリカ（ほとんど黒人、18%）、メキシコ、（17%）、グアテマラ（7%）、フィリピン、カンボジア、ベトナム（各々4%）、中国（台湾、香港、3%）、韓国（2%）、あと、ニカラグア、ビルマ、フィジー、ルーマニア、レバノン、パキスタンと散らばる。実に37カ国の出身者が22カ国語をしゃべるといふ多彩さである。彼らの信じる宗教も、同様に多彩である。

この学校の最大のチャレンジは、全校生徒の三分の一を占める、新規移民にまず、英語を教えこみ、アメリカの生活になじむよう手助けをし、勉強をさせ、卒業までもっていくことにある。中南米や東南アジアからの移民は、母国が戦乱や政情不安定で、そもそも、まともに学校に言ったことのない子どもたちが多い。親や兄弟が戦死したり、殺されたりして、命からがら逃げて、運の良い子どもたちだけが、アメリカにたどり着いた。

そういう子どもにとって、英語は生きる技術である。ABCから習わなければならない。アメリカにおける移民の英語教育には二種類ある。「バイリンガル」(bilingual)コースは、英語がまったくできない生徒のため、まず母国語で学科を教え、そのかわり英語を教える。先生への態度とか、ノートの取り方とか、国旗や国歌への態度とか、ごく基本的なことを教える。英語がある程度まで上達すると、ESL (English as Second Language - 第二国語としての英語) コースに移り、更にそこから普通のクラスに編入される。200人の教師のうち、40人が、ESL担当である。

アメリカ教育の多様性というものは、この国が多人種、多民族から成り立つということ抜きにしては考えられない。多様性を認めることなしに、この国自身が成り立ちえないという国家の宿命というものがある。多様性の中の統一のために、この国が払っている代償とエネルギーは世界に例を見ないほどである。移民国家アメリカにおける学校は、多様性の中から統一と調和をつくりだし、共通の伝統を育み、建国以来の理念をすべてのものとするに特別な役割をしてきた。この多様性は、以下に見る「独立宣言と教育、そして国家的信念」と無縁ではない。

1776年7月14日、連合会議における13のアメリカ連邦諸邦における全会一致の宣言(独立

宣言)では、

「我々は、次の真理は別に証明を必要としないほど明らかなものであると信じる。すなわち、すべて人間は平等につくられている。すべて人間は創造主によって、誰にも譲ることのできない一定の権利を与えられている。これらの権利の中には生命、自由、そして幸福の追求が含まれる。」として、自然権思想に基づく「自由」と「平等」の政治原理を、民主主義の根本理念として掲げるに至った。1778年の連邦憲法制定、1791年の修正10条で、「憲法によって合衆国に委任されず、また州に対して禁止されなかった権限は、それぞれ各州あるいは人民に留保される」

と規定し、教育は州の権限とみなされるようになった経緯はすでに述べたとおりである。

アメリカ人の自由と平等という理念に対する確信は、自らそれらをかちとったという体験をもたない国民にとっては、理解し難いほどの確固たる信念である。すべての生活の中にこの信念が貫かれる。政治・経済、外交、教育、家庭生活・育児・子育て、職業選択、企業経営、結婚、居住地、それらの選択と決定は、独立・平等、自由・自立、個人の権利と個性、変化と移動性、選択の自由を基準になされる。建国以来の精神が、今もすべての生活を支配し、そのことがアメリカ国民としての自ら存在する共通の価値であり、基盤となっているかのごとくにみえる。

個人の自由と独立を国家・国民の信念とするということは、創造的で個性的な思考を導く能力と、表現や信条、さまざまな見解における多様性を前提とせざるをえない。これらの理念と伝統こそ、アメリカの教育の多様性と統一性を今も保証するものなのである。多様多彩、革新的で創造的な教育指導方法と盛りだくさんな個別プログラム、オルタナティブ教育に見られる独創的で多様なカリキュラム、絶え間なく注がれる教育改革への熱情、独立宣言への忠誠を競うかのような「平等・均等化」への画一的・機械的なまでの教育諸政策の実施とそれへの傾斜は、このあらわれである。

そしてこの多様性こそが、多様な意識、異なった見解という知性の分裂を導き出し、不平等や文化間（白人・黒人・移民それぞれの）の摩擦、基準の押しつけに対する個人の動揺・混乱を生み出し、そのことがまた、それらの矛盾・不平等を是正するための多様な教育機会や、教育諸政策を生み出すことに貢献しているのである。

こうして、アメリカ教育の特質を語るとき、独立宣言が掲げた政治理念を抜きに語ることはできない。

2. 教育の地方分権と教育行政

アメリカの地方教育行政組織は、植民地期以来、コモン・スクールの伝統とともに、各地方を中心に確立されてきた。上述のように、教育は、伝統的に州の権限とされてきた。

連邦政府では、1979年の「教育省組織法」に基づいて、連邦で最初に独立した教育省 (Department of Education) がつくられ、大統領直属の内閣を構成する教育省長官が任命され、1980年5月に正式に発足した。

これは、先述のように、1960年代以降、連邦政府の公教育に対する権限と責任が、特に連邦補助金等の財政援助を中心とする教育諸政策の実施によって、拡大する傾向にあったことの延長によるものである。

しかしそれにもかかわらず、教育はあくまで州の合法的な機能であり、その主権の範囲内にあることは変わらない。すべての州は、その州の教育事業の組織及び運営・調整に対する憲法上、および法令上の規定を設けており、公立学校を設立する権限を持っている。

従って、地方教育行政の中核は州にあり、州知事のもとに州の教育行政組織が置かれる。各州は、実際の学校の運営上の責任の多くを地方の学区 (school district) に委任する。地方の学区は、地方の一般行政区画と同一ではなく、独自の歴史的単位組織を構成している。人口の流動化による統廃合は避け難い。学区の数の変遷と公立学区の規模と平均就学生徒数は、別表5、別表6の通りである。学区数は現在、1930年代の10%程度に激減している。学区の規模も1万人以上の大規模学区から、300人未満の学区まであり、後者の規模がもっとも多くを占める。

3. 地方の学区は、大きく次の四種類に分けられる。

第一に、ハワイ州のような州単独学区である。同州は地方の学区を持たず、ただ州の七つの地区を有し地区の教育部長が統括している。ワシントンD・Cも特別区一つを持っているに過ぎない。

第二に、カウンティ (日本の県に相当) 学区で、全国に約三千以上あり増加傾向にある。職業技術学校やコミュニティ・カレッジのための学区としても注目されている。

第三に、町およびタウンシップ学区で、ニューイングランド諸州、ペンシルベニア、ニュージャージー、インディアナの学区は、これらの学区に基づいて組織されている。

第四に、最小規模の独自の学区単位組織 (district unit) で、ほとんどの西部諸州、ミ

シガン、デラウェア、オハイオ、ニューヨーク等がこれを採用している。これは更に、農村地域、郊外地域、および都市地域の三種類に分類できる。

以下、「州教育委員会」、「カウンティ・タウンシップ・大都市部の中間学区」、「小規模の地方学区」、「連邦政府」の四分類ごとに別表4(次ページ参照)にまとめ、その機能と権限を次章において、考察してみたい。(N. Kato)

(別表4) 教育行政組織の権限と機能の分類

	教育行政組織の権限と機能
州教育委員会	教育政策や計画の策定／基準・規則・規定の制定／公立学校・大学の監督／地方学区への州の補助金や資金の配分／専門職の資格付与／カリキュラムやコース・オブ・スタディの決定／教職員の採用や教科書の採択／学校建築や施設設備の整備
中間学区	地方学区への指導力とサービスの提供／州と地方学区との間の連携及び報告上の機能行使／地方学区の提供できない専門の教育プログラム～特殊教育、職業技術教育、教材開発、データ処理、物資の共同購入、カリキュラム開発、職員等の養成プログラム等の提供／連邦政府のプロジェクトの提案や補助金の要請等
小規模の地方学区	教育プログラムの開発・改善及び管理（時間割編成、学校プログラムの評価、カリキュラム修正等）／専門職、非専門職の配置と人事（募集、選抜、割り当て、昇進、解雇、退職、生徒管理、就学、ガイダンス等）／資金及び設備の提供（予算作成、支出、学校新築計画、設備の維持と修繕）／学校と地域社会の間良好な関係の維持や日常の学校運営にかかわる内容のもの
連邦政府教育省	教育研究の推進・普及・補助／連邦の各種教育補助金の配分とその管理／地方、カウンティ、州の教育機関か全米的及び国際的な教育関係組織や機関に対する調査、助言指導、統計資料の刊行頒布等の教育サービス／貧困家庭児童対策・軍事基地等所在地の学校対策・職業教育・障害児教育・ドロップアウト防止プログラム補助金

